に、「健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法（他の法律において準用する場合を含む。）若しくは地方公務員等共済組合法の規定による被扶養者又は国民健康保険の世帯主等と同一の世帯に属する当該国民健康保険の世帯主等以外の国民健康保険の被保険者」を「第十四条の二第七項に規定する被扶養者等」に改め、「の合算額」を削り、同条第二項中「すべて」を「全て」に改め、同条第三項中「（同号に」を「（第一号に」に、「同号に規定する合算額」を「第一号に規定する合算額」に、「「当該後期高齢者医療広域連合が」とあるのは「他の後期高齢者医療広域連合が」と、「当該」を「同項第一号中「基準日世帯被保険者」とあるのは「基準日において他の後期高齢者医療広域連合の被保険者である者（以下この条において「基準日被保険者」という。）が基準日において属する世帯の当該他の後期高齢者医療広域連合の被保険者（以下この条において「基準日世帯被保険者」という。）と、「に」に、「の」とあるのは「当該」を「の」に、「の」と、「他の後期高齢者医療広域連合」を「次号において「基準日後期高齢者医療広域連合」という。）の」と、同項第二号中「他の」に、「当該他の後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合」を「基準日後期高齢者医療広域連合以外の」に、「前項第一号に掲げる額」とあるのは「第三項」を「前項第一号に掲げる額」とあるのは「次項」に改め、同条第四項中「組合員等である者（基準日において」を「組合員等（」に、「以下この項において同じ。）」を「）である者」に改める。

第十六条の三第一項第四号中「すべて」を「全て」に改め、同条第三項の表中「健康保険法第三条第二項に規定する」及び「（以下この項において「日雇特例被保険者」という。）」を削り、「第四十四条第二項」を「第四十四条第五項」に、「第四十四条第四項」を「第四十四条第七項」に、「自衛官等（以下この項」を「自衛官等（以下この表」に、「当該世帯主等」及び「当該者」を「当該国民健康保険の世帯主等」に改める。

第十六条の四第一項中「以後の」の下に「当該」を加え、「被保険者又は法第七条第四項に規定する加入者」を「医療保険加入者」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十九年八月一日から施行する。

（健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の健康保険法施行令第四十三条第十一項に規定する資格を喪失した日が平成二十九年八月一日である場合における同項の規定の適用については、同項中「当該日の前日」とあるのは、「当該日」とする。

第三条　この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前に行われた療養に係る健康保険法の規定による高額療養費及び高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

（船員保険法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第三条の規定による改正後の船員保険法施行令第十条第十一項に規定する資格を喪失した日が平成二十九年八月一日である場合における同項の規定の適用については、同項中「当該日の前日」とあるのは、「当該日」とする。

第五条　施行日前に行われた療養に係る船員保険法の規定による高額療養費及び高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

（私立学校教職員共済法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第六条　第四条の規定による改正後の私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する第五条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令（附則第八条において「新国共済令」という。）第十一条の三の六第十二項に規定する資格を喪失した日が平成二十九年八月一日である場合における同項の規定の適用については、同項中「喪失した日の前日」とあるのは、「喪失した日」とする。

第七条　施行日前に行われた療養に係る私立学校教職員共済法の規定による高額療養費及び高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第八条　新国共済令第十一条の三の六第十二項に規定する資格を喪失した日が平成二十九年八月一日である場合における同項の規定の適用については、同項中「喪失した日の前日」とあるのは、「喪失した日」とする。

第九条　施行日前に行われた療養に係る国家公務員共済組合法の規定による高額療養費及び高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

（国民健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十条　第六条の規定による改正後の国民健康保険法施行令第二十九条の四第八項に規定する国民健康保険の世帯主等でなくなった日が平成二十九年八月一日である場合における同項の規定の適用については、同項中「当該日の前日」とあるのは、「当該日」とする。

第十一条　施行日前に行われた療養に係る国民健康保険法の規定による高額療養費及び高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十二条　第七条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の五第十二項に規定する資格を喪失した日が平成二十九年八月一日である場合における同項の規定の適用については、同項中「喪失した日の前日」とあるのは、「喪失した日」とする。

第十三条　施行日前に行われた療養に係る地方公務員等共済組合法の規定による高額療養費及び高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

（高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十四条　第八条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六条第七項に規定する資格を喪失した日が平成二十九年八月一日である場合における同項の規定の適用については、同項中「当該日の前日」とあるのは、「当該日」とする。

第十五条　施行日前に行われた療養に係る高齢者の医療の確保に関する法律の規定による高額療養費及び高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令の一部改正）

第十六条　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第十八号中「第十一条の三の四第八項」を「第十一条の三の三第八項」に改め、同条第十九号中「第二十三条の三の三第八項」を「第二十三条の三の二第八項」に改める。

（介護保険法施行令等の一部改正）

第十七条　次に掲げる政令の規定中「第四十三条の二第一項第五号」を「第四十一条の二第九項」に改める。

一　介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第二十二条の三第二項第七号ロ

二　健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令第二十二条の三第二項第七号ロ

（健康保険法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第十八条　健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十八年政令第四百号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「第一条（第一号に係る部分に限る。）の規定による改正後の」を削り、「第四十三条の二第一項第一号（同令第四十四条第二項において準用する場合を含む。）」を「第四十一条の二第一項ただし書」に、「第四十四条第四項」を「第四十四条第七項」に改める。

附則第三条中「第二条の規定による改正後の」を削り、「第十一条第一項第一号」を「第八条の二第一項ただし書」に改める。

総務大臣　高市　早苗
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　松野　博一
厚生労働大臣　塩崎　恭久
防衛大臣　稲田　朋美
内閣総理大臣　安倍　晋三